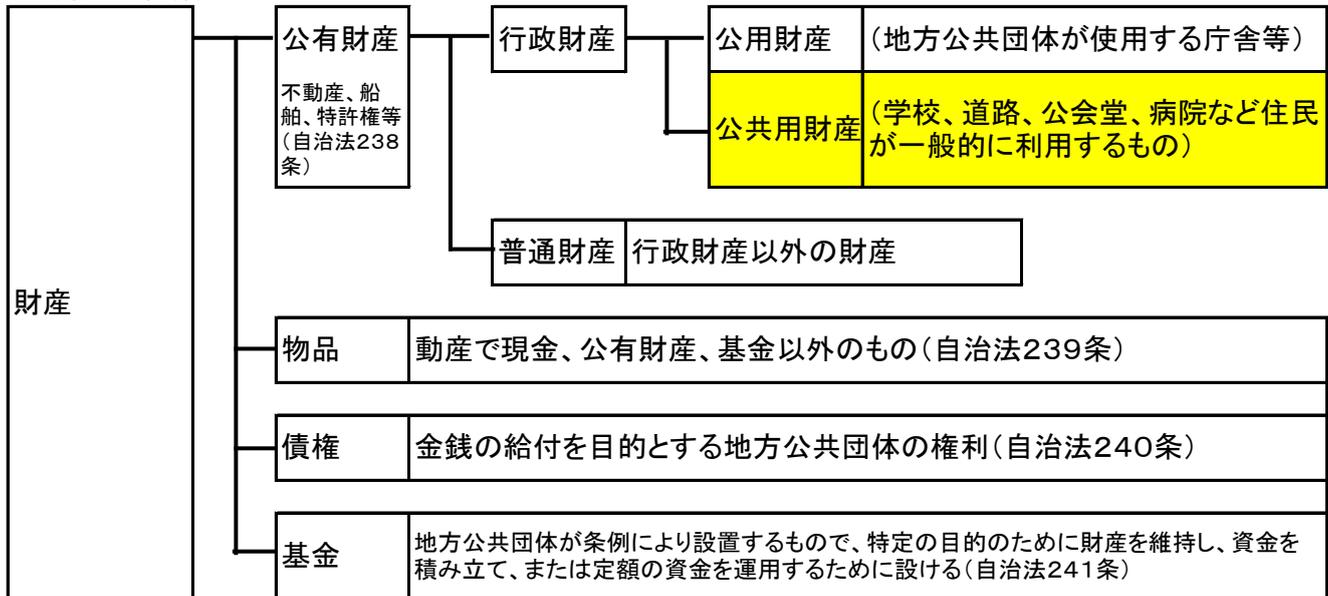


地方公共団体の財産について

1 財産の種類



2 財産の管理と処分

■行政財産の管理と処分

・行政財産は、直接、特定の目的のために利用されるものであるため、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは信託し、または私権を設定することは禁止されている(自治法238条の4)

・行政財産は、原則として民法上の関係において運用することが禁止され、これに違反する行為は無効とされる(自治法238条の4)。例外的に、その用途または目的を妨げない限度で、①貸し付け、または私権を設定すること、②その使用を許可することができる(自治法238条の4)。

■普通財産の管理と処分

・普通財産は、本来民法の適用を受けるもので、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、もしくは私権を設定し、信託することができる。

公の施設について

1 公の施設の意義

公の施設は、自治法に特有の概念であり、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいう(自治法244条)。公の施設の特徴は以下のとおり。

・公の施設は、「住民の福祉を増進する目的」で設置されるものである。したがって、財政上の必要から設けられる競馬場・競輪場や、社会公共の秩序を維持するために設けられる留置施設などは、公の施設にあたらぬ。

・公の施設は、「住民の利用に供するための施設」である。したがって、地方公共団体が使用する庁舎、利用者が限定される試験研究機関などは、公の施設にはあたらない。

・公の施設は、「その住民」の利用に供するための施設である。したがって、主として他の地方公共団体の住民の利用に供するための観光ホテルや物品陳列場などは、公の施設に当たらない。

・公の施設は、物的施設を中心とした概念であり、人的要素は必ずしも必要でない。したがって、物的施設のみからなる道路、墓地などは公の施設に当たる。

・公の施設は、地方公共団体が設置するものである。

2 公の施設の設置及び管理

・普通公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない(自治法244条の2)。

・公の施設は、条例の施行をもって供用開始となり、物的施設の消滅や設置条例の廃止によって供用廃止となる。公の施設の管理に関する事項は、利用の許可やその取消し、使用料の額とその徴収方法などである。これを条例で定めるとしたのは、公の施設が住民の日常生活に密接であり、その設置と管理に関する事項が住民の利害に深く関係するところにある。